

前橋市公共下水道条例の改正について（議案第 1 1 4 号）

経営企画課・下水道整備課

1 改正の理由

- (1) 災害その他非常の場合において、迅速に排水設備等の復旧等をできるようにするため、排水設備等の工事を行うことができる者についての特例を定める。
- (2) 下水道使用料収入の減少、老朽化が進む^{きよ}管渠及び施設の更新等の課題を踏まえ、下水道事業の安定的な継続を図るため、下水道使用料の改定を行う。
- (3) 水道水以外の水を使用する場合の汚水排出量の算定等に係る取扱いを明確にするため、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 災害その他非常の場合においては、他の地方公共団体の長等の指定を受けた者に本市の区域内で排水設備等の工事を行わせることができることとする。
- (2) 下水道使用料を次のとおり改める。

用 途	区 分	汚水量	現 行	改正案	改定幅
一般用	基本料金	8 m ³ まで	6 4 0 円	8 1 5 円	1 7 5 円
	従量料金	8 m ³ を超え 3 0 m ³ まで（1 m ³ につき）	1 1 0 円	1 3 5 円	2 5 円
		3 0 m ³ を超え 5 0 m ³ まで（1 m ³ につき）	1 1 5 円	1 5 0 円	3 5 円
		5 0 m ³ を超え 3 0 0 m ³ まで（1 m ³ につき）	1 2 5 円	1 5 5 円	3 0 円
		3 0 0 m ³ を超えるもの（1 m ³ につき）	1 6 0 円	2 0 0 円	4 0 円
浴場業用	改定なし				
臨時用	従量料金	1 m ³ 以上のもの（1 m ³ につき）	1 9 0 円	2 3 7 円	4 7 円

- (3) 水道水以外の水を使用する場合の汚水排出量の算定等に係る取扱いについて、

次のとおり明記する。

ア 汚水排出量の算定は、原則、計測装置によること。

イ 計測装置は、使用者が設置すること。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日（ただし、2 の(1)及び(3)については、公布の日）